

- ・ 建築士の高齢化等が進展しており、将来の建築士等を確保することが必要。
- ・ 契約の適正化による消費者と事業者の双方にとって利益をもたらす取引環境の整備を一層進めることが必要。

1. 将来の建築士等の確保

（公布の日から起算して【3年】を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

① 建築士試験の受験機会の拡大（在学中の受験の導入）

- ・ 建築士試験（一級、二級・木造）について、卒業を待たずに在学中における受験を可能とする。

※ 大学・高校等における一定の単位取得と最終学年で卒業見込みであることが条件。

注) 国土交通省において中央建築士審査会で建築士試験の内容など、そのあり方について検討を開始。

② 地域を支える二級・木造建築士の資格要件の緩和等

- ・ 現在、建築学科等を卒業していない場合は、受験と免許取得に実務経験7年が必要とされているところ、実務経験2年で受験できることとし、（受験前も含めた）実務経験4年で免許を取得できることとする。
- ・ あわせて、二級建築士から一級建築士を目指す場合の資格要件を柔軟化する。

※ 現在、二級建築士としての実務経験4年が必要とされているところ、二級建築士になる前の実務経験や学歴を組み合わせ、二級建築士としての実務経験を2年に短縮する。

③ 建築設備士の資格要件の合理化

- ・ 建築士の仕組みと同様に、建築設備士についても、実務経験は受験時には不要とし、登録時まで積み
よいこととする。これに伴い、実務経験を建築設備士の登録要件とする制度（※）を創設する。

（※）一部省令事項

2. 契約の適正化

（公布の日から起算して【1年】を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

① 書面による契約締結の義務範囲の拡大

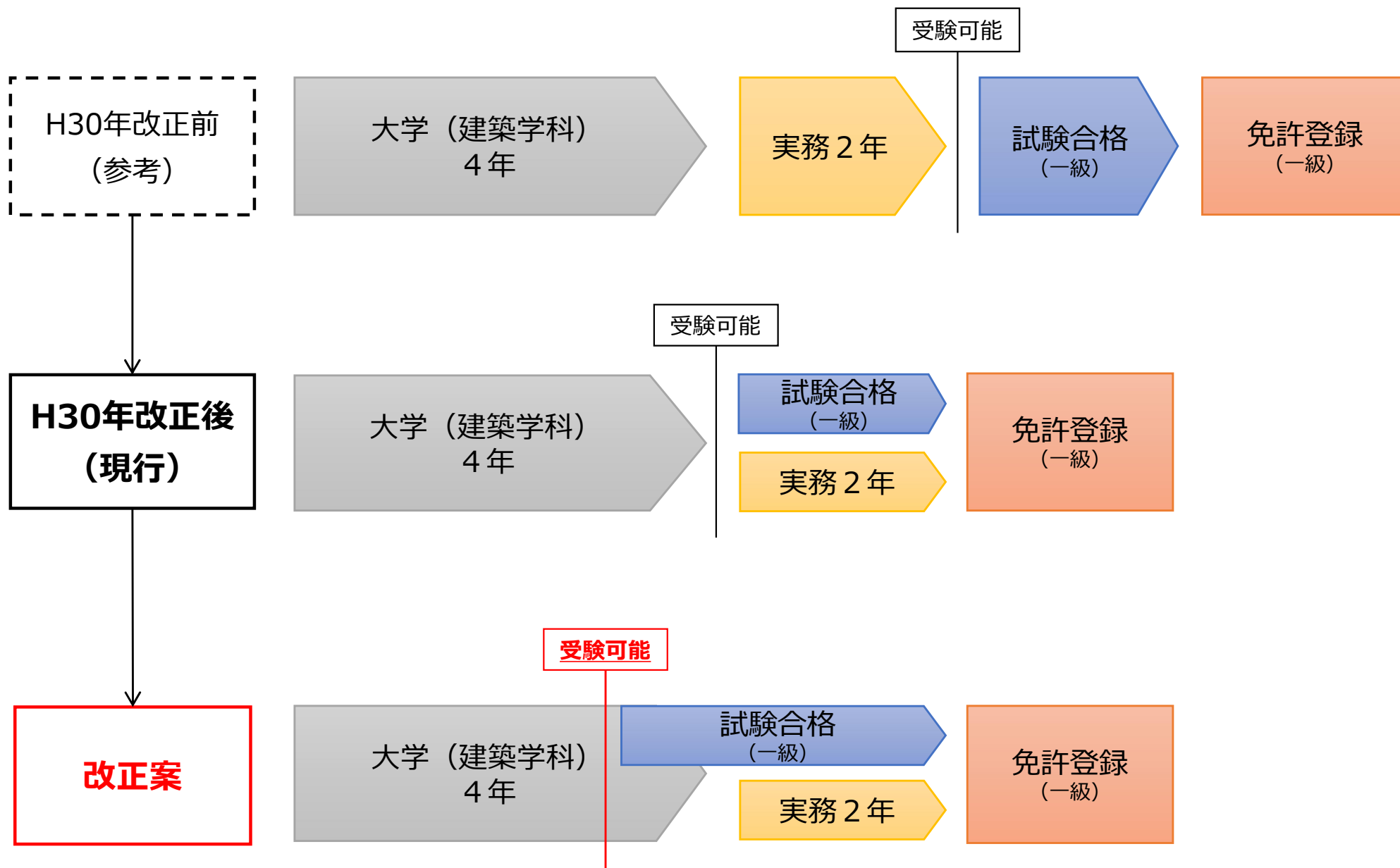
- ・ 現在、（平成26年の建築士法改正により、）300m²超の新築等の建築設計・工事監理契約が対象とされているところ、これを面積等を問わず、設計又は工事監理（いずれも建築士が行うものに限る。）の委託を受けることを内容とする全ての契約に拡大する。

② 見積書の交付等について努力義務の明記

- ・ 契約の透明化を図るため、建築士事務所の開設者に対して見積書の作成等について努力義務を課すととともに、委託代金の適正化を図るため、当事者が契約締結に当たって見積書の内容等を考慮するよう努めるものとする。

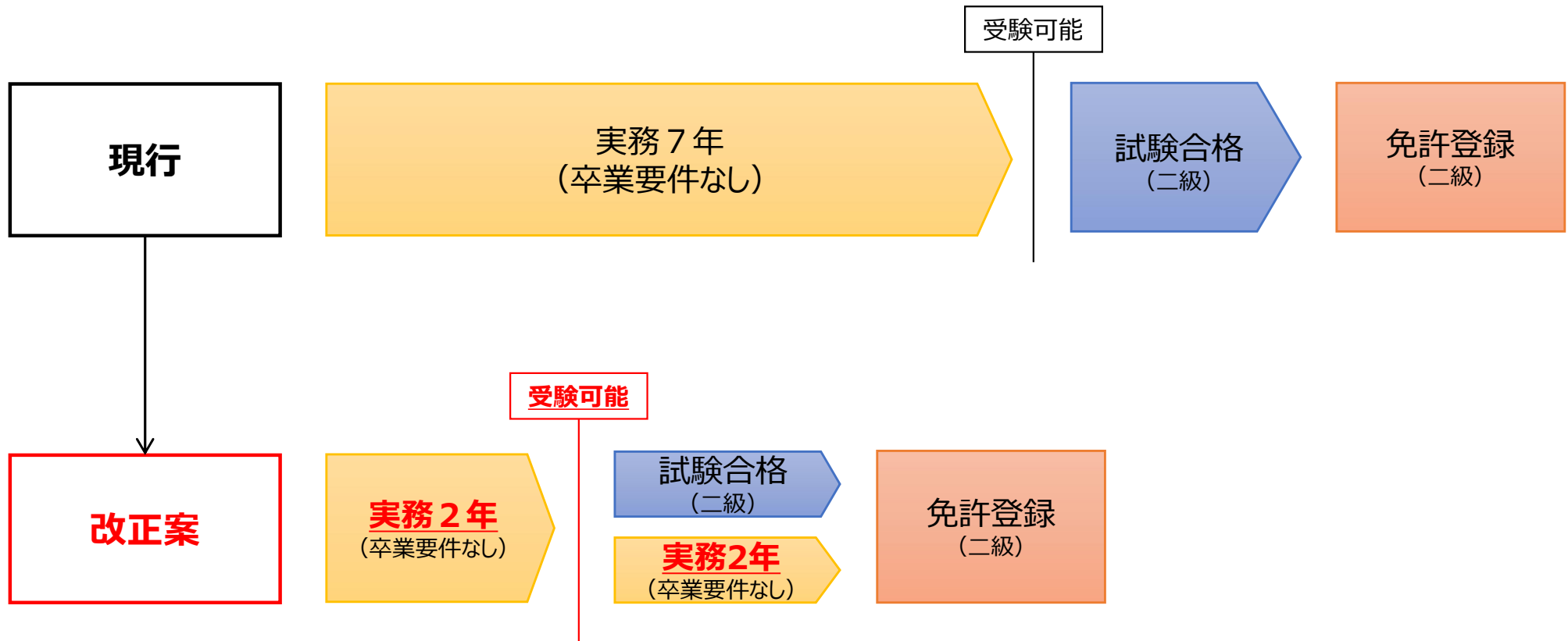
< (参考) ①在学中の受験の導入について>

- 大学（建築学科）を卒業し、一級建築士の免許を取得する場合の例
（工業高校（建築学科）を卒業し、二級建築士の免許を取得する場合も同様に可能とする。）



< (参考) ②二級・木造建築士の資格要件の緩和について >

- 大学、工業高校等で建築学科を卒業していない場合で、二級建築士を目指す場合の例



< (参考) ③建築設備士の資格要件の合理化（受験機会の前倒し及び登録要件の緩和）について>

